

議第 29 号から 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準 議第 41 号まで 等の一部を改正する省令等に係る条例の整備について

1 改正の経緯

介護サービス事業者や介護保険施設等の人員，設備，運営等に関する基準については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度，社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ，介護報酬に係る改定と併せて，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたこと等に伴い，関係条例の整備を行うものです。

2 整備をする条例

- (1) 議第 29 号 呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 議第 30 号 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 議第 31 号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 議第 32 号 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (5) 議第 33 号 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (6) 議第 34 号 呉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (7) 議第 35 号 呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 議第 36 号 呉市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (9) 議第 37 号 呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 議第 38 号 呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (11) 議第 39 号 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 議第 40 号 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 議第 41 号 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

3 主な改正の内容

関係省令の改正内容及びこれに伴い改正が必要となる条例（以下「改正対象条例」といいます。）は次のとおりです。

(1) 全サービスに共通するもの

ア 感染症対策に関する取組の義務化（従うべき基準）

感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、次の取組が義務化されました。

(ア) 施設系サービス

現在、感染症の予防及びまん延の防止のためにすることとされている委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練を実施すること。

（改正対象条例）

議第31号（第173条）、議第35号（第33条）、議第36号（第33条）、議第37号（第32条）、議第38号（第33条）、議第39号（第27条）、議第40号（第25条）及び議第41号（第27条）

(イ) 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援及び居住系サービス

新たに感染症の予防及びまん延の防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修や訓練を定期的実施すること。

（改正対象条例）

議第29号（第33条等）、議第30号（第28条等）、議第31号（第35条等）、議第32号（第32条）、議第33号（第24条の2）及び議第34号（第23条の2）

イ 業務継続に向けた取組の義務化（従うべき基準）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務化されました。

（改正対象条例）

議第29号（第32条の2）、議第30号（第27条の2）、議第31号（第34条の2）、議第32号（第29条の2）、議第33号（第22条の2）、議第34号（第21条の2）、議第35号（第30条の2）、議第36号（第30条の2）、議第37号（第29条の2）、議第38号（第30条の2）、議第39号（第25条の2）、議第40号（第24条の2）及び議第41号（第25条の2）

ウ ハラスメント対策の強化

介護の現場において、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等により就業環境が害されることの防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることとされました。

（改正対象条例）

議第29号（第32条等）、議第30号（第27条等）、議第31号（第34条等）、議第32号（第29条等）、議第33号（第22条）、議第3

4号（第21条）、議第35号（第30条等）、議第36号（第30条等）、議第37号（第29条等）、議第38号（第30条等）、議第39号（第25条）、議第40号（第24条）及び議第41号（第25条）

エ 会議や多職種連携におけるICT（情報通信技術）の活用

運営基準において実施が求められている各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除きます。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、次の見直しを行うこととされました。

(ア) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認めること。

(イ) 利用者等が参加して実施するものについて、(ア)に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めること。

（改正対象条例）

議第29号（第33条等）、議第30号（第28条等）、議第31号（第35条等）、議第32号（第32条等）、議第33号（第16条等）、議第34号（第23条の2等）、議第35号（第16条等）、議第36号（第16条等）、議第37号（第17条等）、議第38号（第16条等）、議第39号（第18条等）、議第40号（第17条等）及び議第41号（第16条等）

オ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性の向上等の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的記録による対応を認めることとされました。

（改正対象条例）

議第29号（第277条）、議第30号（第232条）、議第31号（第205条）、議第32号（第92条）、議第33号（第34条）、議第34号（第36条）、議第35号（第56条）、議第36号（第55条）、議第37号（第56条）、議第38号（第55条）、議第39号（第35条）、議第40号（第32条）及び議第41号（第54条）

カ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減や、地方公共団体ごとに異なる諸記録の保存方法等（いわゆるローカルルール）の解消を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化することとされました。

（改正対象条例）

議第29号（第277条）、議第30号（第232条）、議第31号（第205条）、議第32号（第92条）、議第33号（第34条）、議第34号（第36条）、議第35号（第56条）、議第36号（第55条）、議第

37号（第56条），議第38号（第55条），議第39号（第35条），議第40号（第32条）及び議第41号（第54条）

キ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性の向上等の観点から，運営規程等の重要事項について，事業所の見やすい場所への掲示に代えて，事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とすることとされました。

（改正対象条例）

議第29号（第34条等），議第30号（第29条等），議第31号（第36条），議第32号（第33条），議第33号（第25条），議第34号（第24条），議第35号（第35条），議第36号（第35条），議第37号（第34条），議第38号（第35条）及び議第39号（第29条）

ク 高齢者虐待防止の推進（従うべき基準）

利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から，虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催，指針の整備，研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者を定めることが義務化されました。

（改正対象条例）

議第29号（第3条等），議第30号（第3条等），議第31号（第3条等），議第32号（第3条等），議第33号（第4条等），議第34号（第4条等），議第35号（第4条等），議第36号（第3条等），議第37号（第3条等），議第38号（第3条等），議第39号（第3条等），議第40号（第3条等）及び議第41号（第3条等）

ケ 介護保険等関連情報の収集と活用

介護サービスを提供するに当たっては，高齢者の状態やケアの内容等に関する情報や，通所・訪問リハビリテーションの情報などの介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととされました。

（改正対象条例）

議第29号（第3条），議第30号（第3条），議第31号（第3条），議第32号（第3条），議第33号（第4条），議第34号（第4条），議第35号（第4条等），議第36号（第3条等），議第37号（第3条等）及び議第38号（第3条等）

(2) 複数のサービスに共通するもの

ア 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

（訪問系サービス，通所系サービス，短期入所系サービス，多機能系サービス，居住系サービス及び施設系サービス）

認知症についての理解の下，本人主体の介護を行い，認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から，介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため，介護に直接携わる職員のうち，医療・福祉関係の資格を有さない者について，認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化されました。

(改正対象条例)

議第29号(第57条の2等), 議第30号(第27条等), 議第31号(第61条の13等), 議第32号(第29条等)の条例), 議第35号(第30条等), 議第36号(第30条等), 議第37号(第29条等), 議第38号(第30条等), 議第39号(第25条), 議第40号(第24条)及び議第41号(第25条等)

イ 地域と連携した災害対応の強化

(通所系サービス, 短期入所系サービス, 居住系サービス及び施設系サービス)

災害への対応においては, 地域との連携が不可欠であることを踏まえ, 計画策定や避難等訓練などの災害対策が求められている介護サービス事業者を対象に, 災害訓練の実施に当たっては, 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとされました。

(改正対象条例)

議第29号(第110条等), 議第30号(第86条等), 議第31号(第61条の15等), 議第32号(第31条), 議第35号(第32条), 議第36号(第32条), 議第37号(第31条)及び議第38号(第32条)

ウ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

(訪問系サービス, 通所系サービス, 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売)

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には, 当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととされました。

(改正対象条例)

議第29号(第39条等), 議第30号(第34条等)及び議第31号(第59条)

エ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

(短期入所系サービス及び施設系サービス)

個室ユニット型施設について, ケアの質を維持しつつ, 人材確保や職員定着を目指し, ユニットケアを推進する観点から, 次の見直しを行うこととされました。

(ア) 1ユニットの定員を, 夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ, 現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし, 15人を超えないもの」とすること。

(イ) ユニットに属さない居室について, 感染症やプライバシーに配慮し, 個室化を進める観点から, 新たに設置することを禁止すること。

(改正対象条例)

議第29号(第172条), 議第30号(第120条), 議第31号(第182条), 議第35号(第46条), 議第37号(第44条等)及

び議第 38 号（第 45 条）

(3) 訪問系サービスに関するもの

ア 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進

多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針とされている介護支援事業者等への情報提供について、サービスの提供に必要があると認められた場合等には行うことなどが明確化されました。

（改正対象条例）

議第 29 号（第 95 条）及び議第 30 号（第 76 条）

イ オペレーターの配置基準等の緩和

指定夜間対応型訪問介護において、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、次の事項を行うことが可能とされました。

(ア) オペレーターについて（従うべき基準）

- a 併設施設等（指定短期入所生活介護事業所，指定短期入所療養介護事業所，指定特定施設，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設，指定介護医療院）の職員と兼務すること。

（改正対象条例）

議第 31 号（第 49 条）

- b 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

（改正対象条例）

議第 31 号（第 49 条）

- (イ) 他の指定訪問介護事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に，事業の一部を行わせること。

（改正対象条例）

議第 31 号（第 58 条）

- (ウ) 複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間で，随時対応サービス（通報の受付）を集約化すること。

（改正対象条例）

議第 31 号（第 58 条）

(4) 通所系サービスに関するもの

ア 地域等との連携の強化

通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととされました。

（改正対象条例）

議第 29 号（第 111 条の 2）

イ 管理者の配置基準の緩和（従うべき基準）

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、当該事業所の管理上支障がない場合は、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務とあわせて当該事業所と同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することを可能とすることとされました。

（改正対象条例）

議第31号（第68条）及び議第32号（第11条）

(5) 短期入所系サービスに関するもの

看護職員の配置基準の見直し（従うべき基準）

指定短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することとされました。

（改正対象条例）

議第29号（第149条）及び議第30号（第95条）

(6) 多機能系サービスに関するもの

ア 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市長が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間※に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とすることとされました。

※ 市長が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間（介護保険事業計画の見直しごとに、市長が将来のサービスの需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の介護保険事業計画期間の終期まで）

（改正対象条例）

議第31号（第103条）及び議第32号（第59条）

イ 人員配置基準の見直し（従うべき基準）

小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業所の同一敷地内に指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がないときは、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は介護職員を当該併設する施設の職務に従事させることができることとされました。

（改正対象条例）

議第31号（第84条）及び議第32号（第45条）

(7) 居宅介護支援に関するもの

ア 質の高いケアマネジメントの推進（従うべき基準）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援

事業者は、次の事項について、利用者に説明を行うこととされました。

(ア) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

(イ) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

(改正対象条例)

議第33号(第7条)

イ 点検・検証の仕組みの導入(従うべき基準)

指定居宅介護支援事業において、介護支援専門員は、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、市町村からの求めがあった場合には、ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載した上で市町村に届け出なければならないこととされました。

(改正対象条例)

議第33号(第16条)

ウ 管理者要件の緩和等(従うべき基準)

居宅介護支援事業所における管理者の要件については、平成30年4月1日より、介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更され、その際令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられていました。

しかし、その後、社会保障審議会介護給付費分科会においてまとめられた居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告を受けて指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)等の一部が改正され、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置の期間が延長されるとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とすることができることとされました。

(改正対象条例)

議第33号(第6条等)

(8) 居住系サービスに関するもの

ア 地域の特性に応じた認知症対応型共同生活介護事業所の確保

指定認知症対応型共同生活介護において、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、少数の居室等により一体的に構成される共同生活の場所であるユニットの数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設することとされました。

(ア) 経営の安定性の観点から、ユニットの数について、これまでは「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされていましたが、「1以上3以下」とされました。(標準とすべき基準)

(改正対象条例)

議第31号（第115条）及び議第32号（第75条）

(イ) 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に次のようなサテライト型事業所の基準が新たに設けられました。（従うべき基準）

- a 本体事業所との兼務等により、管理者を配置しないことができること。
- b 介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができること。

（改正対象条例）

議第31号（第112条等）及び議第32号（第72条等）

イ 夜勤職員体制の見直し（従うべき基準）

1ユニットごとに夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員を配置することとされている指定認知症対応型共同生活介護事業所の夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に当該事業所ごとに二人以上の配置に緩和できることとし、当該事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とすることとされました。

（改正対象条例）

議第31号（第112条）及び議第32号（第72条）

ウ 外部評価に係る運営推進会議の活用

指定認知症対応型共同生活介護事業者に求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村の職員や地域包括支援センターの職員等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとされました。

（改正対象条例）

議第31号（第119条）及び議第32号（第88条）

エ 計画作成担当者の配置基準の緩和（従うべき基準）

指定認知症対応型共同生活介護事業所の人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、1ユニットごとに一人以上の配置から、事業所ごとに一人以上の配置に緩和することとされました。

（改正対象条例）

議第31号（第112条）及び議第32号（第72条）

(9) 施設系サービスに関するもの

ア 介護保険施設の人員配置基準の見直し（従うべき基準）

従来型施設とユニット型施設を併設する介護老人福祉施設等において、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設等の介護職員及び看護職員は従来型施設の職務とユニット型施設の職務を兼務することができることとされました。

（改正対象条例）

議第31号（第153条）、議第35号（第5条）、議第36号（第4条）、議第37号（第4条）、議第38号（第4条）及び議第41号（第7条）

イ 口腔衛生管理の強化

介護老人福祉施設等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行わなければならないこととされました。

（改正対象条例）

議第31号（第165条の3）、議第35号（第22条の3）、議第36号（第20条の3）、議第37号（第20条の3）及び議第38号（第20条の3）

ウ 栄養ケア・マネジメントの充実

介護老人福祉施設等においては、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を可能とするとともに、当該施設等の入所者ごとの栄養管理を計画的に行わなければならないこととされました。（管理栄養士の配置に関する規定は従うべき基準）

（改正対象条例）

議第31号（第153条等）、議第35号（第5条等）、議第36号（第4条等）、議第37号（第4条等）及び議第38号（第4条等）

エ リスクマネジメントの強化（従うべき基準）

介護老人福祉施設等介護保険施設の施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を配置することが義務化されました。

（改正対象条例）

議第31号（第177条）、議第35号（第41条）、議第36号（第40条）、議第37号（第39条）及び議第38号（第40条）

オ 人員配置基準の見直し（従うべき基準）

地域密着型介護老人福祉施設において、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、次の事項について見直しを行うこととされました。

(ア) 地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

(改正対象条例)

議第31号(第153条)

- (イ) サテライト型指定地域密着型介護老人福祉施設において、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

(改正対象条例)

議第31号(第153条)

カ 有床診療所から介護医療院への移行促進

一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、入所者への適切なサービス提供の確保に留意しつつ、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合において一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととされました。

(改正対象条例)

議第38号(付則第12条)

(10) その他

引用条項の整理

介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正による、関係省令が一部改正されたことに伴い、引用条項の整理を行います。

(改正対象条例)

議第29号(第105条)及び議第32号(第5条)

※「従うべき基準」、「標準とすべき基準」と明記していない条は、「参酌すべき基準」です。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【用語解説】

居宅サービス	<p>要介護者に対し，居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき，主に在宅で提供するサービスです。</p> <p>※該当するサービス：訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売</p>
介護予防サービス	<p>要支援者に対し，介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき，主に在宅で提供するサービスです。</p> <p>※該当するサービス：介護予防訪問入浴介護，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防居宅療養管理指導，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護，介護予防特定施設入居者生活介護，介護予防福祉用具貸与，特定介護予防福祉用具販売</p>
地域密着型サービス	<p>できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう，原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する介護保険サービスです。利用者は原則として市町村の被保険者に限定されます。</p> <p>※該当するサービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，看護小規模多機能型居宅介護</p>
居宅介護支援	<p>市町村による要介護認定を受けた人が，必要な保健医療サービス及び福祉サービス等を適切に利用できるよう，その人の心身の状況，環境，希望等を考慮し，利用するサービスの内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成し，居宅サービス等事業者の調整等を行います。</p>
介護予防支援	<p>市町村による要支援認定を受けた人が，必要な保健医療サービス及び福祉サービス等を適切に利用できるよう，その方の心身の状況，環境，希望等を考慮し，利用するサービスの内容等を定めた計画（介護予防サービス計画）を作成し，介護予防サービス等事業者の調整等を行います。</p>
施設系サービス	
<p>介護老人福祉施設 （特別養護老人ホ</p>	<p>65歳以上で，身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし，自宅で介護を受けることが困</p>

ホーム（老人福祉法に基づく施設）	難な人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険法では介護老人福祉施設として位置付けられる施設です。
介護老人保健施設	入院治療を必要としない病状が安定期にある要介護者に対して、施設サービス計画に基づき看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、要介護者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指す施設です。
介護療養型医療施設	急性疾患の回復期にある人や慢性疾患を有する人のために、介護職員が手厚く配置されており、病状は安定していても自宅での療養生活が難しい要介護者に対して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーション等を行う施設です。
介護医療院	長期にわたり療養が必要である要介護者に対して、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする施設です。
軽費老人ホーム（老人福祉法に基づく施設）	高齢等のため独立して生活するには不安がある人又は自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることができない人を入所させ、無料又は低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設です。
養護老人ホーム（老人福祉法に基づく施設）	おおむね65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、自立した日常生活を営むために必要な食事サービス、機能訓練その他の日常生活上必要な援助を行うことを目的とする施設で、市町村が入所の必要性を判断し、該当する場合は、入所措置をします。
特別養護老人ホーム（老人福祉法に基づく施設）	65歳以上で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。
訪問系サービス	
訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、

	洗濯，掃除等の家事を行うサービスです。
訪問入浴介護	看護職員や介護職員が利用者の居宅を訪問し，浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護	医師の指示に基づき，看護師や保健師等が利用者の居宅を訪問し，療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき，理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し，利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法，作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	在宅で療養していて，通院が困難な利用者に対して医師，歯科医師，看護師，薬剤師，管理栄養士，歯科衛生士などが居宅を訪問し，療養上の管理や指導，助言等を行うサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中，夜間を通じて，訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら，定期的な巡回訪問と随時の対応を行う地域密着型サービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間に利用者の居宅を定期的な巡回又は随時通報により訪問し，排せつの介護，日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心して生活を送るようするための援助を行う地域密着型サービスです。
通所系サービス	
通所介護（デイサービス）	日中，老人デイサービスセンターなどに通ってもらい，利用者の心身機能の維持向上及び利用者の家族負担の軽減を図るために食事，入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や診療所，病院等の医療機関において，日常生活の自立を助けるために理学療法，作業療法その他必要なりハビリテーションを行い，利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。
認知症対応型通所介護	認知症の状態にある利用者にデイサービスセンターなどに通ってもらい，食事，入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供する地域密着型サービスです。
短期入所系サービス	
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し，食事，入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し，医師や看護職員，理学療法士等が医療や機能訓練，日常生活上の

	支援などを行うサービスです。
多機能系サービス	
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の形態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する地域密着型サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる地域密着型サービスです。
居住系サービス	
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が、入居している利用者に対して入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者が少人数で共同生活をしながら、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を行う地域密着型サービスです。
福祉用具貸与	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために、車椅子、特殊寝台（電動ベッド）などの福祉用具を貸与するサービスです。
特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために、貸与できない排せつや入浴のための福祉用具を販売するサービスです。
個室ユニット型施設	施設系サービスなどにおいて、居室（個室）をいくつかのグループに分けて一つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でサービスを提供します。グループごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設け、また、職員の勤務形態もユニットごとに組むなど、施設の中で居宅に近い居住環境を作り出し、利用者一人一人の個性を尊重したケアを行う施設です。
サテライト型	本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設等のことをいいます。

4 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和3年4月1日（一部同年10月1日）